

平成26年度

事業計画

社会福祉法人 枚方市社会福祉協議会

目 次

□ 平成26年度 社会福祉法人枚方市社会福祉協議会 事業計画…………… 1～16

【社会福祉事業区分】

サービス区分名	事業計画 (ページ)
1. 法人運営事業	2
2. 住民会費等事業	2
3. 助成事業	3
4. 共同募金配分金事業	3
5. 総合福祉センター管理運営事業	4
6. 小地域ネットワーク活動推進事業	4
7. ボランティア活動推進事業	5
8. 献血推進事業	5
9. コミュニティソーシャルワーカー配置事業	6
10. 福祉サービス利用援助事業	7
11. 精神保健福祉推進事業	7
12. 生活福祉資金貸付事業	8
13. 住宅改造助成事業調査事務事業	9
14. 住宅支援給付事業	9
15. 乳児家庭全戸訪問事業	9
16. 地域包括支援センター (こもれび)	10
17. 地域包括支援センター (ふれあい)	10
18. 居宅介護等事業	11
19. 移動支援事業	11
20. 父子家庭生活支援員派遣事業	12
21. くすの木園(生活介護)管理運営事業	12
22. 地域活動支援センター (ゆい)	13
23. 障害者活動支援事業	14
24. 共同生活援助・介護事業	14
25. 介護予防ポイント事業	15

【公益事業区分】

サービス区分名	事業計画 (ページ)
26. 総合福祉会館管理運営事業	16

平成26年度
社会福祉法人 枚方市社会福祉協議会
事業計画

経済情勢や雇用環境の厳しさに伴う経済的困窮や孤立死、ひきこもりなどの社会的孤立、虐待、権利擁護の問題など、地域における生活課題はますます深刻化する中、国では「生活困窮者自立支援法」が公布され、平成27年度4月から施行されることとなりました。また「障害者総合支援法」では、平成26年度より、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されます。

枚方市社会福祉協議会は、国等の動向を注視しながら、地域の様々な課題に対し、地域の実情に応じた事業や活動を展開し、「誰もが安心して地域で暮らせるよう、共に支え合える福祉のまちづくり」を進めるため、平成26年度は、第5次地域福祉活動計画の策定をはじめ、以下の事業を重点目標として取り組んでいきます。

また、法人経営基盤の強化と市民から信頼される組織づくりを目標とした社協経営戦略プログラム(第2期)に基づき、地域福祉の推進に全力で取り組みます。

1. 第5次地域福祉活動計画の策定

平成26年度は「温かさに出会えるまち～開かれた共生のまちづくり～」をテーマとした「第4次地域福祉活動計画」の最終年であり、平成27年度から5カ年計画としての「第5次地域福祉活動計画」の策定に向けての取り組みを行います。地域の生活・福祉課題の解決に向けて、校区福祉委員会やコミュニティ協議会をはじめとする地域団体や当事者組織・民間福祉団体・関係機関と共に策定する福祉のまちづくりの行動計画とし、枚方市が策定する「枚方市地域福祉計画(第3期)」と連携を図り、計画策定を進めていきます。

また、社協経営戦略プログラム(第2期)の中間年度にあたり、地域福祉を推進する組織として、経営上の課題の整理・分析結果に基づく組織基盤の強化を進めるとともに、各事業の効率的かつ効果的な運営を図り、地域福祉の向上に取り組めます。

2. CW・CSWによる相談支援活動の推進

校区福祉委員会が行う地域福祉活動を支援する校区担当職員(CW:コミュニティワーカー)と、地域の様々な生活・福祉課題をもつ住民に寄り添い相談支援する地域生活相談職員(CSW:コミュニティソーシャルワーカー)の活動の連携強化により、地域福祉活動と地域生活相談支援活動のより一層の推進を図ります。

3. 権利擁護事業と介護予防事業の新たな取り組み

高齢者や障害のある人の権利擁護への取り組みとして、成年後見制度の体制整備が求められています。これまで福祉サービス利用援助事業の実施を通じて判断能力が十分でない状態にある人の支援活動に取り組んできた実績を活かし、法人後見事業に取り組む権利擁護の充実を図ります。

また、高齢者がお互いに支え合い、社会参加活動をとおして自らの介護予防を目的とする介護保険法に基づく地域支援事業「介護予防ポイント事業」を、枚方市から受託し実施します。

4. 社会福祉協議会 組織会員の増強

社会福祉協議会組織会員を可能な限り市内団体を網羅したものへと拡大させ、連携を図ることで、社会福祉協議会の福祉のまちづくりを推進する機能強化を図り、新たな地域福祉活動へと結びつけていきます。そのため、未加入の社会福祉法人等のさらなる加入促進を図ります。

5. 基幹型相談支援センターとしての機能強化

障害者が地域でいきいきと暮らせるように、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、総合的な相談及び情報の提供を行います。また、障害者の自立と社会参加を一層促進するため、地域のネットワーク化をイメージした相談支援体制の充実のため、人員体制の強化を図ります。

その他、ボランティア活動の推進や災害時の対応強化、社会福祉法人新会計基準への移行など、各事業計画に基づいて実施します。

【社会福祉事業 事業計画】

サービス区分名	1. 法人運営事業
基本方針	「誰もが安心して暮らせるふくしのまちづくり」の実現をめざすため、「地域福祉活動計画」および「経営戦略プログラム(第2期)」の一層の推進を図り、地域福祉活動と法人の経営基盤の強化を図る。また、組織会員の増強や積極的な情報発信を行い、地域のプラットフォームの役割を担う組織体制を図る。
重点事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「第4次地域福祉活動計画」の推進と「第5次地域福祉活動計画」の策定 2. 経営戦略プログラム(第2期)の推進 3. 組織会員の加入促進および地域連携を目的とした委員会設置に向けた取り組み 4. 法人後見制度に関する取り組み 5. 社協活動や運営状況の積極的な情報提供 6. 積極的な寄付の募集と基金の活用
実施事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 理事会・部会・評議員会の開催 2. 第4次地域福祉活動計画の推進と第5次地域福祉活動計画策定 3. 経営戦略プログラム(第2期)の推進 4. 組織会員の加入促進および地域貢献委員会設置に向けた取り組み 5. 災害時対応マニュアルの策定および法人施設の安全管理に関する取り組み 6. 法人後見制度に関する取り組み 7. ホームページを活用した情報発信・提供の強化 8. 枚方市民生委員児童委員協議会の事務局業務 9. 枚方市赤十字奉仕団の事務局業務 10. 枚方市地区募金会の事務局業務 11. 枚方・交野地区保護司会の事務局業務 12. 善意銀行の運営 13. 地域福祉推進基金、ボランティア・災害救援活動基金、先駆的事業活用基金、公募事業助成基金の積極的な活用

サービス区分名	2. 住民会費等事業
基本方針	地域住民や幅広いさまざまな機関・団体・事業所等の参加・協力によって、「誰もが安心して暮らせるふくしのまちづくり」を推進するために会員制度を導入している。納められた「会費」を財源として、地域福祉活動やボランティア活動の推進、啓発活動などを行う。
重点事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 法人賛助会員の加入促進を図る 2. 広報紙面の刷新による福祉活動の啓発・情報発信の推進

実施事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 小地域福祉活動の推進 <ol style="list-style-type: none"> ①校区福祉委員会活動の支援、連携 ②校区福祉委員会活動助成金の交付 2. ボランティア活動の推進 <ol style="list-style-type: none"> ①ボランティアアドバイザーの活動促進 ②ボランティア保険料の助成 3. 地域福祉に関する啓発活動の促進 <ol style="list-style-type: none"> ①社協だよりの発行 ②社協リーフレットの作成 4. 社会福祉協議会会員の募集
------	--

サービス区分名	3. 助成事業
基本方針	各種福祉団体やひとり暮らし老人会などの当事者組織及び福祉活動団体などが、円滑に組織運営・活動をすすめられるよう助成を行う。
実施事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 福祉団体、福祉団体連絡会への助成 2. ひとり暮らし老人会への助成 3. 各種団体への助成

サービス区分名	4. 共同募金配分金事業
基本方針	地域住民やボランティア、校区福祉委員会、民生委員・児童委員、社会福祉施設など様々な人や団体と関係機関の協力を得て、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らす社会を築くために、募金運動と助成事業を行う。
重点事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 企業募金・職域募金の取り組みの強化 2. 地域生活課題解決に資する助成金の交付
実施事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 募金運動の実施と活用 <ol style="list-style-type: none"> ①赤い羽根共同募金（10～12月実施） 集めた募金は、府募金会の配分委員会の審議を経て、社会福祉施設や団体に配分。 ②地域歳末たすけあい募金(12月実施) 集めた募金は、ボランティア団体や当事者団体等の組織化の援助、地域福祉活動のための事業、小規模災害助成として配分。 ③ハートフルベンダーの設置促進 2. 地域歳末たすけあい募金の各種団体・事業への助成 <ol style="list-style-type: none"> ①ボランティア・福祉団体への公募助成 ②高齢者・保育施設等への助成 ③校区福祉委員会活動支援助成 ④生活困窮者支援助成 3. 啓発活動の充実 募金運動の周知・啓発を積極的に推進する。 広報紙やホームページを活用し、配分内容を情報公開する。

サービス区分名	5. 総合福祉センター管理運営事業
基本方針	高齢者や市民の生きがいと健康増進を目的とした総合福祉センターの受付業務を行う。
実施事業	1. 総合福祉センターの受付業務(4～5月) 2. 中宮老人作業所の管理(通年)

サービス区分名	6. 小地域ネットワーク活動推進事業
基本方針	<p>さまざまな福祉課題を抱え支援を必要とする市民に対して、しっかりと福祉ニーズを把握し課題解決に向けたサービスの利用支援や支援者、機関・団体とのつながりを支援していく。</p> <p>地域のひとり暮らし高齢者や、障害者、子育て中の親子など、地域で暮らしている様々な人々に対し、個々のニーズに応じた、見守り・声かけなどの個別援助や、いきいきサロンや子育てサロン等のグループ援助活動等の充実を図るべく、地域組織、関係団体と連携して、地域の福祉力を高める地域づくりを目指します。</p>
重点事項	<p>各エリア(北・中・南・東)に配置されたコミュニティワーカーが、各校区の地域状況や住民ニーズに応じた、きめ細かい活動支援に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係福祉団体、地域組織との協力、連携 ・校区ふくしのまちづくり計画の推進支援 ・福祉活動を支える担い手の育成支援
実施事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 小地域ネットワーク活動の推進 <ol style="list-style-type: none"> ①個別援助活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・見守り、声かけ活動等の推進 ②グループ援助活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・いきいきサロン、子育てサロン、世代間交流活動等の充実 ③校区福祉委員会活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・広報啓発活動の推進 ・担い手育成の推進 2. 各校区の地域福祉活動の推進を目的とした各種研修会の開催 <ol style="list-style-type: none"> ①活動者研修会の開催 ②会計担当者研修会の開催 ③会長研修会の開催 ④テーマ別活動者交流会の開催 3. 校区福祉委員会協議会活動の運営 <ol style="list-style-type: none"> ①役員会、全体会議の開催 ②各エリア(北、中、南、東)会議の開催 ③先進地区の視察、管外研修会の開催 ④第4次地域福祉活動計画推進と連携・協働 ⑤社会福祉協議会事業との連携 ⑥薬物乱用防止啓発活動の実施、協力 ⑦関係機関、団体等の福祉事業への協力、参加

サービス区分名	7. ボランティア活動推進事業
基本方針	<p>地域福祉の活性化を図るために、福祉分野を中心とした地域活動や環境保全教育・文化・人権擁護・災害支援など、さまざまな分野で多様な活動形態のボランティア・市民活動を育成・支援を行う。</p> <p>「第4次地域福祉活動計画」に基づき、新たな出会いやつながりにより様々な立場の市民が参加・交流するボランティア活動を支援し、共生の地域づくりを進めていく。特に、地域に対して、ボランティア・市民活動に関する情報発信を行い、市民活動や地域活動との連携を一層強化し、日常的なボランティア活動の推進を図るとともに、災害時にボランティアによる支援活動が円滑に進められるように関係機関との連携を図る。</p>
重点事項	<p>1. 地域のボランティア活動や学生ボランティアとの連携</p> <p>2. 小規模・中規模災害を含む、災害ボランティア活動の支援体制の整備</p>
実施事業	<p>1. ボランティア・市民活動の支援</p> <p>①各種講座・研修会の開催</p> <p>②ボランティアセンター運営委員会の開催</p> <p>③ボランティア活動の推進</p> <p>1) ボランティア相談・コーディネート</p> <p>2) ボランティア保険加入手続き</p> <p>3) ボランティアグループの育成・支援</p> <p>4) ボランティアリーダー・アドバイザーの育成</p> <p>④小地域福祉活動におけるボランティア活動への参加支援</p> <p>2. ボランティア・市民活動への支援・情報の整備・充実</p> <p>①テーマ型ボランティアスクールや活動プログラムの開発</p> <p>②NPO法人やボランティア組織への支援や活動者の組織化への取り組み</p> <p>③ボランティア・市民活動の情報収集及び情報提供</p> <p>④関連分野の情報収集・動向把握</p> <p>3. 地域における福祉教育の推進</p> <p>①地域で取り組む学びの支援</p> <p>②学校への出前福祉講座</p> <p>4. 災害時要援護者避難支援事業の推進</p> <p>①災害時要援護者避難支援事業の推進に向けた地域活動団体との連携強化</p> <p>②災害時ボランティア活動の推進・支援体制づくり</p> <p>③枚方市をはじめとする関係機関・中間支援組織等との広域的なネットワークづくり</p>

サービス区分名	8. 献血推進事業
基本方針	<p>市内における献血推進と献血思想の普及を目的に関係機関・団体で組織された「献血推進協議会」を中心に、各種事業を実施し、献血の推進を図る。</p>
重点事項	<p>1. 市内高校・大学などを中心に啓発活動を行い、若年層の献血への理解を深め、献血への協力を図るとともに校内献血を実施する。</p> <p>2. 企業・行政への献血協力について、関係機関・団体とともに呼びかけを行う。</p>

<p>実 施 事 業</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 献血推進協議会の開催 各種関係団体・機関で構成している協議会組織の特性を活かしより効果的な献血活動の推進を目的に開催する。 2. 広報・啓発活動 広報ひらかたへ献血日程を掲載するとともに、年間を通して血液事業に関する情報収集を行い、イベントや各種事業を通じて市民への情報提供および啓発を行う。 3. 街頭啓発活動の実施 夏期・冬期の献血者が著しく減少する時期に、献血思想の普及を図り、献血者を確保するため、街頭キャンペーンを枚方市駅周辺・樟葉駅前を実施する。 4. 校区福祉委員会との連携 校区福祉委員会主催の献血活動の実施に際して、広報活動などの支援・協力を行うとともに、必要な情報提供を行う。 5. 関係機関・団体等との連携 関係機関・団体との連絡調整を図り、組織的な活動を展開し、効果的な献血推進活動を展開する。
----------------	--

<p>サービス区分名</p>	<p>9. コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業</p>
<p>基本方針</p>	<p>地域の中で、誰もが困った時に気軽に相談できるように、ワンストップサービスとしての「総合相談窓口」の役割を担うコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置（4人）する。 地域で暮らす高齢者、障害者、子育て家庭、ひとり親家庭などで支援を必要とする人、またはその家族の支援を通じて、市民の福祉の向上と自立生活を支援するための基盤づくりを行う。</p>
<p>重点事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市民が身近な場所で気軽に相談できるように、出張相談窓口の拡充を図り、同時にCSW事業の効果的なアピールにつなげていく。 2. 関係機関・団体や市民向けに啓発事業として、事例発表会や講演会の開催。
<p>実 施 事 業</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. セーフティネットの仕組みづくり 小地域ネットワーク活動や各種ネットワーク機能を活用し、要援護者に対する見守りや発見、相談、解決に向けた適切なサービスへの「つなぎ」を行う。 2. 要援護者などに対する見守り・相談 <ol style="list-style-type: none"> ①要援護者及び家族などの実態把握、見守り・声かけ、相談などを行いながら、福祉支援ニーズの見極めを行う。 ②要援護者などを支援するサービスの把握に努め、利用方法に関して地域住民へ情報提供、啓発を行う。 ③福祉制度・他分野サービスの利用申請に関する支援を行う。 ④校区福祉委員会、民生委員・児童委員、当事者団体、関係機関及び地域住民との連携を図るため研修・啓発事業を実施する。 ⑤地域の拠点を利用した出張相談会を開催し、身近な場所での相談対応を行う。 3. 地域住民活動のコーディネート、企画・立案機能の強化 コミュニティ協議会、校区福祉委員会などが実施する地域活動に対し、地域住民ボランティアの人材発掘、育成などの支援を行う。 4. 地域福祉における計画的推進への支援

	地域福祉計画・地域福祉活動計画への参画、活動を通じて得た情報の提供。
--	------------------------------------

サービス区分名	10. 福祉サービス利用援助事業
基本方針	認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が十分でない人に対し、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、利用者の自立支援及び権利擁護を図る。
重点事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者の特性に応じ、本事業の実施サービス範囲内で適切な支援を迅速・確実に行う。 2. 利用希望者に対しては迅速に初期面談を行い、制度利用の説明及び利用意思の確認を行う。 3. 利用者のうち、症状の進行等の理由により判断能力が極端に低下し、本事業の継続が困難になった者については、速やかに成年後見制度等、他制度の利用につなげていく。 4. 現状のスタッフ体制で可能な限りの利用契約を進め、待機者が発生しないように努める。
実施事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 福祉サービスの利用援助 <ol style="list-style-type: none"> ①福祉サービスを利用し、または利用をやめるために必要な手続き。 ②福祉サービスの利用料を支払う手続き。 ③福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き。 ④行政手続きに関する援助等。 2. 日常的金銭管理サービス <ol style="list-style-type: none"> ①年金及び福祉手当の受領に関する手続き。 ②医療費を支払う手続き。 ③税金や社会保険料、公共料金を支払う手続き。 ④日常の生活費を支払う手続き。 ⑤日常金銭管理用の通帳の預かり及び預貯金の払い戻し、預け入れ、解約等の手続き。 3. 書類預かりサービス <p>日常金銭管理用以外の預貯金通帳（1,000万円以内）、各種証書、実印等を貸金庫で保管。</p> 4. 福祉サービス利用援助事業監査委員会の実施 5. 関係機関との連携

サービス区分名	11. 精神保健福祉推進事業
基本方針	<p>本事業は昭和46年に枚方市が制定した「精神衛生都市宣言」の趣旨を踏まえて、心の健康づくりや心の病の啓発活動を通じて、精神保健福祉に関する知識の普及を図るとともに、心に病のある人の当事者組織や家族会、自死遺族会、ボランティアグループなどの活動支援を行う。さらに、「こころの電話相談」「ひらかたいのちのホットライン」等の相談事業の周知・充実を図るなど、各種事業を通じて、誰もが心の健康を保ちながら生活できる地域づくりを推進する。</p> <p>また、全国的に自殺者が多数にのぼっている中、枚方市も例外ではなく、これらの現状を踏まえ、自殺予防についての市民啓発の推進や情報提供を行う。</p>

重点事項	<p>平成25年度に枚方市が設置した相談窓口「ひきこもり等子ども・若者相談支援センター」と連携し、市内に約2,000人と言われる「ひきこもり」をテーマとした取り組みを企画・実施していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民啓発として講演会等の実施 ・関係機関への情報提供と連携
実施事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 組織運営事業 <ol style="list-style-type: none"> ① 精神保健福祉推進協議会の開催 ② 企画検討部会の開催 2. 啓発事業 <ol style="list-style-type: none"> ① 心の保健ゼミナールの開催 ② 市民啓発講座の開催 ③ 自殺予防市民啓発講座 ④ こころの健康講座の開催 ⑤ ふれあい交流事業の開催 ⑥ 広報活動（リーフレットの発行、啓発物品の配布） 3. 相談事業 <ol style="list-style-type: none"> ① 「心の健康相談」の実施 ② 「こころの電話相談」の実施 ③ 自殺予防電話相談「ひらかたいのちのホットライン」の実施 4. 団体支援事業 <ol style="list-style-type: none"> ① セルフヘルプグループの活動支援 <ul style="list-style-type: none"> ・当事者会・家族会・枚方断酒会・自死遺族会 ② 枚方市こころの電話相談室の活動支援 ③ ボランティアグループの活動支援 5. 各種研修会の開催 <ol style="list-style-type: none"> ① 自殺予防ゲートキーパー研修 ② 電話相談員フォローアップ研修

サービス区分名	12. 生活福祉資金貸付事業
基本方針	<p>失業や減収により生計の維持が困難になり、生活再建のため継続的な相談支援を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込める世帯に対し、制度利用の相談窓口となり、民生委員・児童委員と連携し、資金を貸し付けることにより世帯の自立を支援する。</p>
重点事項	<p>相談者の支援にあたって、初期面談で丁寧な聞き取りを行い、相談内容によっては、社協の相談事業（CSW等）や民生委員・児童委員と積極的に連携することにより、生活困窮世帯の問題解決を図る。</p>
実施事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 大阪府生活福祉資金の各種貸付に関する相談及び支援業務 <ol style="list-style-type: none"> ① 大阪府生活福祉資金（生活支援費・住宅入居費・一時生活再建費） ② 福祉資金 ③ 教育支援資金 ④ 小口生活資金 ⑤ 不動産担保型生活資金 2. 資金の貸付に関する申請内容の調査・確認 3. 償還に関する協力業務 4. 各関係機関との連携、連絡、調整等

サービス区分名	13. 住宅改造助成事業調査事務事業
基本方針	重度障害者等の中で、住宅改造助成対象者の日常生活動作の改善や介護者の負担軽減を図るため、身体の状態や家屋の構造などにあわせた住宅改造方法や各種公的制度等の紹介及び相談・助言を行う。
重点事項	住宅改造助成対象者に対して、適切で質の高い住宅改造が行われるように、様々な改造事例を踏まえ、ニーズに応じた適切な住宅改造について必要な助言及び情報提供を行う。
実施事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住宅改造相談窓口の設置 2. 住宅改造助成の申請受付 3. 改造前現地調査及び改造完了調査 4. 重度障害者等住宅改造助成事業リフォームチームの運営 5. 各関係機関との調整及び連携 6. 枚方市住宅改造助成事業協力店名簿の作成

サービス区分名	14. 住宅支援給付事業
基本方針	離職者であって、就労能力及び就労意欲のある人のうち、住宅を喪失または喪失するおそれのある人を対象に、住宅費（家賃）を支給するとともに、住宅確保・就労支援員による就労支援を実施し、住宅と就労機会の確保に向けた支援を行う。
重点事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 相談者への丁寧な対応に努めるとともに、不正申請を防ぐための注意深い聞き取りを行う。 2. 就労支援では、週1回の面談において積極的な情報提供をおこなうとともに、ハローワークによる巡回相談などを有効に活用し就労機会の確保に努める。
実施事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 申請における聞き取り及び申請基準・申請書類の確認・送付 2. 住居喪失者に対する住居確保の支援 3. 必要に応じて他機関・制度の紹介 4. 支給決定者への週1回の就労支援

サービス区分名	15. 乳児家庭全戸訪問事業
基本方針	枚方市内に在住する生後4か月までの乳児のいる家庭を対象とし訪問活動を通じて、子育て家庭の地域での孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図る。
重点事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成25年度に改正した訪問員登録要項の内容に従い、訪問員の質の向上を図るとともに均質化する。 2. 従前から月に一度実施しているケース会議（子育て支援室・保健センター・家庭児童相談所）を継続し、関係機関の緊密な連携を図る。
実施事業	<p>乳児のいる全ての家庭を訪問対象とし、対象乳児が4か月を迎えるまでの間に、訪問員による家庭訪問を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象家庭の訪問 育児に対する不安や悩みを聞きとりつつ、子育て支援に関する情報提供、記念品の配布を行い、乳児と保護者の心身の様子などの聞き取りを行う。 2. 地域の子育て支援活動との連携

	<p>地域で子育て支援活動を実施する関係団体等と連携を図り、子育て支援ネットワークの強化など、子育て家庭に対する支援の充実を図る。</p> <p>3. 市への報告 訪問結果を関係部署に迅速かつ的確に報告し情報共有する。</p>
--	---

サービス区分名	16. 17. 地域包括支援センター（こもれび・ふれあい）事業
基本方針	<p>高齢者への総合的な生活支援の窓口である地域包括支援センターのうち、第1圏域・第2圏域を枚方市より受託運営する。</p> <p>第1・2圏域が連携して、増加する高齢者に対応するために介護予防支援事業を実施し、地域住民の保健福祉の向上と地域生活の安定に向けた包括的な支援を充実する。特に高齢者支援ネットワーク（地域懇談会）を活用したフォーマル・インフォーマルの支え合いシステムづくりを積極的に進める。</p>
重点事項	<p>1. 介護予防ケアマネジメント業務において、更に力を入れ、職員の資質向上に努める。</p> <p>2. 地域包括支援センター（13か所）で徘徊高齢者SOSネットワーク事業をたちあげ、徘徊高齢者の早期発見の一助とする。</p> <p>3. 地域包括支援センター（13か所）で進めている「高齢者見守り110番」の協力店を増やす。</p>
実施事業	<p>1. 介護予防の推進 要支援・要介護の認定者以外の被保険者も視野に入れた介護予防マネジメントの実施・支援。</p> <p>2. 総合相談・支援 地域の高齢者の実態把握、被保険者・家族の相談支援。</p> <p>3. 高齢者（要援護者）の見守り活動 地域の協力店舗等と連携し、認知症・虚弱高齢者等支援を必要とする方の早期発見・対応。</p> <p>4. 権利擁護の推進 成年後見制度利用支援、認知症高齢者のネットワーク形成。</p> <p>5. 高齢者虐待防止の推進 高齢者虐待防止・早期発見のためのネットワーク形成。</p> <p>6. 地域ケア支援 支援困難事例等への指導・助言・介入・アセスメントの実施、元気高齢者のためのネットワーク形成と活動支援。</p> <p>7. 高齢者元気はつらつ健康づくり事業 楠葉・牧野生涯学習市民センター及び地域集会所等で、介護予防普及啓発を実施。</p> <p>8. 地域活動支援事業 地域活動等の支援として様々な教室（介護予防教室、高齢者の権利を守る教室、認知症サポーター養成講座）の開催。</p> <p>9. 地域懇談会、事業所懇談会などの計画的実施 気になることありませんか事業の継続実施。</p> <p>10. その他、地域生活支援に必要な取り組み</p>

サービス区分名	18. 居宅介護等事業
基本方針	<p>要介護状態にある高齢者及び障害のある人の意思及び人格を尊重し、介護保険法に基づく、訪問介護及び居宅介護支援、また障害者総合支援法に基づく居宅介護及び重度訪問介護のホームヘルプサービスを行う。</p> <p>高齢者及び障害のある人等が、地域で自立した日常生活を営むことが出来るようニーズに沿った支援を提供し、在宅生活における福祉の向上を図る。</p>
重点事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 経営戦略プログラム（第2期）に則り、サービス提供責任者の資質の向上を図り、コーディネートの工夫等具体的な準備を進める。 2. 契約職員の人材の確保を継続的に進める。 3. 「在宅介護への実践録Ⅱ」を作成し、本会の介護のあり方を示し広く周知する。 4. 居宅介護支援事業において介護支援専門員の資質の向上を目指す。また、本人のニーズに沿った選択肢の提供が出来るよう関係機関との一層の連携を図る。
実施事業	<p>利用者：身体障害児者・知的障害児者・発達障害児者・精神障害児者・難病児者・高齢者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生活全般に係わる相談・助言（障害者対象事業） 2. 居宅介護事業（家事援助・身体介護） 3. 重度訪問介護（身体障害者を対象に家事援助、身体介護及び日常生活に生じる様々な介護） （高齢者対象事業） <ol style="list-style-type: none"> 1. 高齢者居宅介護（訪問介護）事業（生活援助・身体介護） 2. 居宅介護支援事業 <ol style="list-style-type: none"> ①居宅サービス計画の作成・変更 ②居宅サービス計画の実施状況の把握 ③サービス提供確保のため関係諸機関との連絡調整

サービス区分名	19. 移動支援事業
基本方針	<p>障害のある人等の意思及び人格を尊重し、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業である移動支援事業を行う。</p> <p>障害のある人等が、地域で豊かに暮らせるようニーズに沿った外出支援を提供し、在宅生活における福祉の向上を図る。</p>
重点事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. サービス提供責任者およびガイドヘルパーの更なる質の向上をめざし、研修の充実を図る。 2. 昨年に引き続き稼働していないガイドヘルパーの人材の活用と整理を継続的に行う。 3. ガイドヘルパーへのメールによる配信システムの活用・充実を図り、ガイドヘルパーの適切な配置や効率化を図る。 4. 利用を希望する待機者の解消を継続的に行う。 5. 利用時間が増えていく中、サービスの質を維持する。
実施事業	<p>利用対象者：知的障害児者・身体障害児者・精神障害者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 外出に係わる相談、助言 2. 外出支援 <ol style="list-style-type: none"> ①余暇活動支援 ②送迎支援（施設送迎・ショートステイ送迎・日中一時支援事業先への送迎）

サービス区分名	20. 父子家庭日常生活支援員派遣事業
基本方針	父親が就労等により不在のため、日常生活を円滑に営むことに支障がある父子家庭に対し、父子家庭生活支援員を派遣し、日常生活の支援を行うことにより、父子家庭の自立を促進する。
重点事項	1. 父子家庭の支援のニーズとあり方について市・担当課と連携を取り、事業の実施の方針を確認する。 2. 支援員の質の向上と利用者の支援の方向性について確認するため、ケース会議を持つ。
実施事業	父子家庭生活支援員を父子家庭に派遣し、次の援助を行う。 1. 児童の保育 2. 食事の世話 3. 住居の掃除 4. 身の回りの世話 5. 生活必需品の買い物 6. 医療機関との連絡

サービス区分名	21. くすの木園（生活介護）管理運営事業
基本方針	1. 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定事業所支援の提供に努める。 2. 利用者の自立と社会経済活動への参加を促進する観点から日中活動の支援を行う。 3. 利用者の社会自立を推進するために、一人ひとりのニーズに応じた支援を計画的・継続的・総合的に行う。 4. 「完全参加と平等」の理念に基づき、障害の有無を問わず人は生まれながらに平等であり、社会・経済・生活上差別されない権利を有することを広く市民に啓発する。 5. 障害のある人が価値ある市民生活や諸活動を営むことができるように関係機関や地域との連携を図るとともに、地域環境の整備についての提言に努める。
重点事項	1. 地域住民との交流 ①自家製野菜の販売を通じて交流の機会を設ける ②地域が行う防災・避難訓練へ参加し、交流をはかる 2. 野菜販売拠点の開拓・拡大（目標3カ所）
実施事業	1. 日中活動の支援 ①生産活動 ・軽作業（醤油さしもぎり、箱折り、畳見本帳製作等） ・資源リサイクル作業（アルミ缶回収、紙パック回収・紙漉ハガキの製作など） ②生活支援 ③余暇活動支援（フライデーサークルの実施） ④利用者同士の話し合い（「みんなの会」の実施） ⑤地域との関わり くすの木まつり、運営懇談会の開催を通じ、地域との交流を深め相互理解を図る 2. レクリエーション事業の実施 宿泊体験、一泊研修旅行や外出活動を実施、社会経験の場を提供する 3. 健康に関する支援 内科・精神科の嘱託医の協力を得て、保健や衛生に関する支

	<p>援を行う（医療相談、身体測定、健康診断等）</p> <p>4. 虐待防止 利用者の人権侵害や身体的、性的、心理的虐待を防止するため、職員の人権意識や支援知識および技術の向上を図る</p> <p>5. 防火・安全対策 年2回の総合訓練の実施。また、危険防止・安全な支援を図るため、事業所設備の点検・改修・事故防止を行う</p> <p>6. 事業所の通所送迎サービスの実施 利用者が通所しやすいように送迎車の運行・管理を行う</p>
--	---

サービス区分名	22. 地域活動支援センター（ゆい）事業
基本方針	<p>障害のある人の創作活動・余暇活動や生産活動、また、サロン活動や自主的グループ活動の支援を行うとともに、社会との交流や関係機関との連携・ボランティア育成等、社会参加を推進する。また障害のある人や保護者からの生活全般における相談支援や障害児を対象にした放課後支援活動も併せて実施し、障害のある人の地域生活を幅広く支援していく。</p>
重点事項	<p>1. 討論会形式の学習会の企画・実施。</p> <p>2. ボランティア交流会を開催し、地域住民ボランティアの育成を行う。</p> <p>3. 関係機関と連携して、権利擁護の相談の充実を図るとともに、地域の社会資源との連携強化を図る。</p> <p>4. 相談支援事業（障害者相談支援事業・特定相談支援事業・一般相談支援事業）の効率化を図るため、記録ソフトの活用と、相談員の技術の向上を目的に研修等に参加。また人員体制の強化を図る。</p>
実施事業	<p>1. 相談支援事業</p> <p>2. 地域活動支援センター I型事業</p> <p>①日中活動支援 *創作活動 *生産活動 *サロン活動</p> <p>②本人活動支援 *サークル活動 *カルチャー活動 *当事者の集い *学習会・講座等の開催</p> <p>③医療・福祉及び地域との連携</p> <p>④ボランティアの育成</p> <p>⑤障害に対する理解促進を図るための普及啓発活動</p> <p>3. 日中一時支援事業 ①障害児の放課後活動支援・長期休暇活動支援</p> <p>4. 障害程度区分認定調査事業 ①障害者自立支援法における障害程度区分認定調査を実施</p> <p>5. 通学支援事業 ①利用申請を行うための学校アセスメント及び家庭アセスメントを実施する。</p> <p>6. 特定相談支援事業 ①福祉サービス利用における支給決定を行う際にサービス等利用計画書を作成し、サービス担当者会議やモニタリングを実施する。</p>

サービス区分名	23. 障害者活動支援事業
基本方針	障害のある人の自主的な本人活動・余暇活動を推進するため、各種レクリエーション行事を実施し、障害のある人の自立と社会参加を支援する。
重点事項	1. ふれあいスポーツ交流会 障害当事者で構成する実行委員会を設立し、大会の企画・運営を当事者主体で行い、参加者ひとりひとりに達成感が得られる大会を目指す。 2. ジョイフルクリスマス会 アトラクションやゲーム等を催し、より参加者が楽しめるクリスマス会を企画・運営していく。
実施事業	1. レクリエーション行事の開催 ①ふれあいスポーツ交流会 障害のある人で構成される実行委員会を開催し、大会に関する企画・運営を行う。大会を通じて障害のある人等の交流を図り、障害のある人の地域生活の充実を図る。 ②ジョイフルクリスマス会 障害のある人の社会参加・余暇活動の機会となるレクリエーション行事としてクリスマス会を開催する。

サービス区分名	24. 共同生活援助事業
基本方針	利用者が地域でより豊かに生活できるようグループホーム（4カ所）の円滑な運営を目指し、利用者の個々人の意思を尊重した支援を行う。また関係機関との連携やガイドヘルパー・ボランティア等の利用等生活全般について支援をする。 市内のグループホームとの連携として、研修会や担当者会議を実施し、世話人及び職員の質の向上を図る。
重点事項	1. グループホーム・ケアホームの一元化に伴う運営方法の検討を図る。 2. 世話人の質の向上を図る ①枚方市知的障害者福祉ネットワークで世話人研修会を年間2回程度（講義形式1回・事例検討形式1回）実施。 ②世話人初任者研修の充実を図る。併せて研修資料「世話人のあり方」の見直しを行う。 3. 金銭管理マニュアルの見直しを行う。 4. 利用者の災害時への対応強化として非常照明灯を設置する。
実施事業	グループホームの適切な運営 1. れいんぼうの運営 2. ひまわりの運営 3. 憩い苑ホームの運営 4. たんぽぽの運営

サービス区分名	25. 介護予防ポイント事業
基本方針	介護保険法に基づく地域支援事業として、地域に暮らす高齢者自らの社会参加を支援することにより、本人の介護予防や健康維持を図り住み慣れた地域で心豊かに暮らせる地域社会の実現を図り、その中で地域の介護力を高めることを目的とする。
重点事項	枚方市域における新しい事業である介護予防ポイント事業の普及を図るとともに、円滑な事業の実施を行う。
実施事業	<p>枚方市介護保険第1号被保険者で、保険料の滞納がなく、介護認定を受けていない方を対象として、高齢者が自らの知識・経験を活かして介護保険施設等においてサポーター活動に従事することにより、自らの介護予防を行う。活動希望者は所定の研修を修了したうえで、サポーターとして登録し、予め登録のある介護保険施設において一定時間行ったサポーター活動に対してポイントを付与する。ポイントは当該登録者の申し出により現金等に還元する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. サポーターの受付・登録 2. サポーター登録者研修、現任者研修等の実施 3. 受け入れ介護保険施設との調整 4. サポーター活動の連絡調整 5. サポーターカードの発行・回収 6. ポイントの換金等

【公益事業 事業計画】

サービス区分名	26. 総合福祉会館管理運営事業
基本方針	福祉活動の拠点である総合福祉会館において、当事者組織・ボランティアグループの活動を促進し、市民が必要とする福祉情報の提供や各種相談などに対応するとともに、市民に有益となる講座を開催し、新たな利用者の獲得を図り、会館利用の促進を推進する。
重点事項	総合福祉会館の安心・安全な管理運営をすすめるため、 <ul style="list-style-type: none"> ・防火管理の徹底、災害時の体制強化をすすめる。 ・計画的な設備の修繕と安全な施設管理の為に、設備・器具の点検等、適切な対応・対策を行う。
実施事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 総合福祉会館の管理・運営 <ol style="list-style-type: none"> ①防災教育及び消防訓練の実施 ②快適な利用のための環境整備 ③福祉図書コーナーの運営 ④関係機関との連絡調整 2. 各種事業の開催 <ol style="list-style-type: none"> ①相談事業の実施 ②福祉講座・市民講座の開催 ③水泳教室の開催 ④ラポールいこいのミニライブの開催